

療養終了後、医療機関または保健所発行の証明書をお手元にご用意のうえお手続きをお願いします。療養期間中にご請求いただいた場合、確認のためお支払いまでに時間を要します。

【陽性判明日が2023年5月8日以降の方】

＜入院給付金をお支払いする期間＞

医療機関へ入院した期間がご請求対象となります。※ご請求対象となるのは、医療機関へ入院した方のみです。

＜請求の際にご提出いただく書類＞

◆保険金・給付金等請求書 ◆同意書 ◆治療状況報告書※ ◆領収証、診療明細書、退院証明書のいずれか をご提出ください。

※請求内容によっては、改めて診断書のご提出をお願いする場合があります。

【陽性判明日が2022年9月25日以前、2022年9月26日以降～2023年5月7日以前の方】

＜入院給付金をお支払いする期間＞

①医療機関へ入院した方は、入院した期間がご請求対象となります。

②臨時の施設（ホテルや自宅など）で療養した方は、「PCR検査等で陽性と診断された日」から「厚生労働省の定める解除基準に該当した日（保健所等から通知された療養解除日）」までが、入院給付金のご請求対象です。

（陽性判明日前および解除の基準日後の期間については、ご請求対象外です。）

※②につきまして、2022年9月26日以降～2023年5月7日以前は重症化リスクの高い方のみ対象です。詳細は裏面をご確認ください。

（下図は②の場合のお支払いのイメージ）



陽性判明日、解除基準日は、原則として以下の通りです  
 ※1：「医療機関への入院日」「PCR検査等での陽性判明日」  
 ※2：「医療機関からの退院日」「保健所・自治体が療養指示を解除した日」「ホテル療養終了日」

＜請求の際にご提出いただく書類＞

■保険金・給付金等請求書 ■同意書 ■治療状況報告書 ■療養の事実がわかる書類（※）

（※）新型コロナウイルス感染症の陽性診断が証明できる書類をご提出ください。（以下と裏面に書類の例を記載しています。）

＜陽性診断が証明できる書類の例【陽性判明日が2022年9月25日以前の方】＞

【A】My HER-SYSの診断年月日が記載された画面を印刷したもの

【A】がない場合のみ、以下【B】のいずれかの書類をご提出ください。（コピー可）

- 【B】
- ・医療機関等で実施されたPCR検査や抗原検査の結果がわかるもの
  - ・診療明細書（医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」が記載されたもの）
  - ・PCR検査や抗原検査を実施する検査センターの検査結果（市販の検査キットは除く）
  - ・その他、医療機関や保健所が発行する療養の事実がわかる書類など
- ※場合により後日追加の書類をご依頼することがございます。

【陽性判明日が2022年9月26日以降～2023年5月7日以前の方】は、裏面もご確認ください。

## <ご請求の対象となる方【陽性判明日が2022年9月26日以降～2023年5月7日以前の方】>

ご請求の対象となるのは、以下の「重症化リスクの高い方」に限ります。

### ご請求の対象となる方

- 65歳以上の方
- 入院を要する方
- 妊婦の方
- 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬※の投与が必要な方
- 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方

エンシトレルビルフマル酸(ゾコーバ)や解熱剤  
(例:カロナール・ロキソニン)、市販の風邪薬  
は、対象となる新型コロナ治療薬には含まれ  
ません。

### ※新型コロナ治療薬 名称

商品名
カシリビマブ・イムデビマブ
ステロイド薬(デキサメタゾンなど)
ソトロビマブ
トリズマブ
ニルマトレルビル・リトナビル
パリシチニブ
モルヌピラビル
レムデシビル

(2022年12月19日現在)

## <陽性診断が証明できる書類の例【陽性判明日が2022年9月26日以降～2023年5月7日以前の方】>

### <入院した方>

領収証・診療明細書・退院証明書のいずれかをご提出ください。(コピー可)

### <それ以外のご請求対象の方>

以下の書類をご提出ください。

#### 【A】・My HER-SYSの診断年月日が記載された画面を印刷したもの

【A】がない場合のみ、以下【B】のいずれかの書類+【C】の書類をご提出ください。(コピー可)

- ・医療機関等で実施されたPCR検査や抗原検査の結果がわかるもの
- ・診療明細書(医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」が記載されたもの)
- ・PCR検査や抗原検査を実施する検査センターの検査結果(市販の検査キットは除く)
- ・その他、医療機関や保健所が発行する療養の事実がわかる書類など

※場合により後日追加の書類をご依頼することがございます。

【C】以下の表をご確認ください。

対象者	必要書類
65歳以上の方	—(【A】または【B】の書類のみ)
重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な方	新型コロナ治療薬が確認できる診療明細書・処方箋・服用薬剤説明書のいずれか
重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方	診療明細書(「酸素吸入」または「在宅酸素療法指導管理料」の算定記載があるもの)
妊婦の方	母子手帳など妊娠していることがわかる書類